

令和
六 年
五 條 市 議 会 第 一 回 三 月 定 例 会 会 議 録 (第 一 号)

令和六年二月二十九日（木曜日）

議 事 日 程 (第 一 号)

令和六年二月二十九日（木曜日） 午前十時開議

- 第 一 会議録署名議員の指名
- 第 二 会期決定の件
- 第 三 市長の施政方針と提出議案の説明
- 第 四 監査報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十一名）

七番	六番	五番	四番	二番	一番
岩	窪	吉	谷	秋	仲
本		田		本	山
	佳		勝	直	
孝	秀	正	啓	嗣	嘉

三番	十二番	十一番	十番	九番	八番
中	大	藤	吉	山	福
山	谷	富	田	口	塚
俊	龍	美	雅	耕	
		恵			
樹	雄	子	範	司	実

中山俊樹

池 平 谷 久 中 櫻 西 善 石 井 福 平
嶋 己 口 保 本 本 本 本 田 上 塚 岡
富 久 雅 賢 茂 久 隆 茂 惠 勝 清
晶 長 美 彦 二 樹 雄 典 人 充 彦 司

事務局職員出席者

都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）				上田 朗			
教育部長				名 迫 雅 浩			
西吉野支所長				岡 川 民 長			
大塔支所長				吉 川 佳 秀			
会計管理者				榮 林 淳 子			
水道局長				柴 田 裕 彦			
総務部次長・財政課長事務取扱				戸 野 康 友			
代表監査委員				河 村 哲			
事務局長				西 峯 久 美			
事務局次長				小 田 光 章			
事務局次長補佐				辰 巳 大 輔			
事務局総務係長				神 農 典 子			
速記者				福 本 光 希			

午前十時開会

○議長（福塚 実） ただいまから、令和六年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

中山俊樹議員から欠席届が、谷 勝啓議員から遅刻届が出ております。

本日、令和六年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多忙のところ御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、令和六年度各会計予算をはじめ多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（福塚 実）この際、申し上げます。

会議録及び市議会だよりGOJO並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承お願いいたします。

この際、申し上げます。

令和五年第四回十二月定例会に引き続き、感染症拡大防止対策のため、速記者席を演壇から正面向かって左側に移動しておりますので、御了承お願いいたします。

会議に入ります前に、一月一日に発生した能登半島地震により被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられた方々の御冥福と被災地の一日も早い復興を祈念し、黙祷を捧げたいと思います。

議場の皆様は御起立をお願いいたします。

（黙 祷）

御協力ありがとうございました。

○議長（福塚 実）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）おはようございます。

議会開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和六年五條市議会第一回三月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに対し、衷心より敬意を表するものであります。

さて、皆様も御承知のとおり、本年元日に最大震度七の令和六年能登半島地震が発生いたしました。

被災地域では尊い多くの人命が失われ、インフラ等にも甚大な被害が生じております。

一日も早い復旧・復興を祈るばかりですが、本市といたしましても、できる限りの物的・人的支援等を通して、被災地を継続的に支援できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本定例会には、令和六年度各会計予算案をはじめ条例の改正、一般会計補正予算案など重要案件を提出いたしておりますので、よろしく御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位には健康に御留意いただき、ますます御活躍賜りますようお願い申し上げます。平素のお礼と議会招集の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（福塚 実）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（西峯久美）命により、私から御報告を申し上げます。

まずは、奈良県市議会議長会でございます。

去る二月二十日に、奈良市におきまして、令和五年度第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の葛城市議会川村優子議長から開会の挨拶があり、続いて第三回議長会以降に正副議長に就任された本市の福塚議長と御所市の山田副議長の紹介がありました。会議では、諸報告として事務報告及び会議出席報告が行われ、それぞれ了承されました。

続いて協議事項として、令和五年度奈良県市議会議長会会計決算の見込み、令和六年度奈良県市議会議長会会計予算案及び事業計画案、令和六年度役員割り当て案について、並びに第八十九回近畿市議会議長会定期総会の議案について協議が行われ、いずれも原案どおりに了承されました。

最後に来年度の奈良県市議会議長会の国への要望活動について、提出者の宇陀市議会山本議長から説明があり、会議は閉会いたしました。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から、一般会計、特別会計、各基金及び歳入歳出外現金水道事業会計並びに下水道事業会計の令和五年十月分から令和六年一月分までの例月現金出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

以上、御報告申し上げまして諸般の報告いたします。

○議長（福塚 実） 以上で諸般の報告を終わります。

この際、御報告申し上げます。さきの令和五年第四回十二月定例会以降の閉会中、会議規則第百六十七条第一項ただし書きの規定により議員の派遣を決定いたしております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしておりますので、御了承お願いいたします。

また、報告書につきましては事務局で保管しておりますので、後刻、御清覧お願いいたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） これより日程に入ります。

○議長（福塚 実） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により議長から指名いたします。

十番	吉	田	雅	範	議員
十二番	大	谷	龍	雄	議員
一番	仲	山		嘉	議員

以上三名の方をお願いいたします。

○議長（福塚 実） 次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、去る二月二十二日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、さきに御通知申し上げますとおり、本日から三月二十六日までの二十七日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から三月二十六日までの二十七日間と決しました。なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げます。

○議長（福塚 実）次に日程第三、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和六年五條市議会第一回三月定例会の開会にあたり、令和六年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

先ほど開会の挨拶でも申し上げましたが、改めて元日に石川県能登地方を震源とした令和六年能登半島地震で亡くなられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、被災地の皆様の安全と一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

紀伊半島大水害において甚大な被害を受けた本市は、被災直後から全国の皆様の温かい励ましのお言葉と大変貴重な御支援に支えられ一歩ずつ復興に取り組むことができました。

当時、私も消防団員として被災地での捜索活動に従事する中、食料や水の確保はもちろん、トイレやシャワー等の必要性を痛感いたしました。

この経験から、発災直後において食糧・物資等の支援のほか、災害時の孤立集落対策として計画していた循環式トイレ基と、断水しても使えるシャワーキットなどを被災地に支援いたしました。

大きな災害を経験した本市だからこそ、大変な思いをされている被災地域の皆様に寄り添って、引き続き、物資や職員派遣をはじめ、復興支援に努めてまいります。

なお、本市では、一月五日から令和六年能登半島地震災害への義援金募金箱を設置しております。二月十六日現在、御支援いただいた募金の額は百四万六千三百五十円であり、当該募金は日本赤十字社を通じて被災地へ届けられます。引き続き、御支援、御協力をお願いしてまいります。

さて、私は、昨年四月に市民の皆様の信託をいただき五條市長に就任してから、山積する課題に真摯に向き合い、一つ一つ丁寧に、そして全力で取り組むことを心がけてまいりました。

令和六年度の予算編成に当たっては、財政状況等は改善傾向にあるものの、本市を取り巻く環境には依然厳しいものがあることを念頭におきながら、市民の皆様が真に必要なとしている施策には確実に取り組めるよう、施策の重点化や継続事業と新規事業とのバランス等に配慮し、取り組んだ次第であります。

本年、五條市長として二年目を迎えますが、「誰もが生き生きと安心して暮らせる五條市」、「誇りと愛着をもって住み続けられる五條市」の実現に向け、今後も全力で市政運営に当たってまいります。

それでは、令和六年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿って御説明申し上げます。

初めに、「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

去る二月九日に、五條市、五條市教育委員会、奈良県立五條高等学校及び奈良県教育委員会の四者で、本市の活性化及び教育・保育活動の充実を目的として、地域連携の推進に関する協定を締結いたしました。

今後は、教育活動における交流だけではなく、地域づくりにも五條高等学校に参画いただき、五條市の未来を共に形づくってまいります。次に、子育て世代への支援についてであります。

本年度実施した物価高騰への一時的な対応措置だけではなく、子育て支援の充実という観点も踏まえ、引き続き学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

また子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、本市独自の子育て支援策として、令和六年度から第二子以降の保育料の無償化にも取り組んでまいります。

そして、子ども医療費助成につきましては、現在、県内の医療機関等での現物給付の対象年齢が小学校入学前の乳幼児となっておりますが、令和六年八月診療分から、県内の医療機関において十八歳まで現物支給ができるよう取り組んでまいります。

次に、小中学校長寿命化事業についてであります。

学校生活における児童生徒の健康保持のため、小中学校の環境改善対策として、トイレの洋式化改修工事を五か年計画で順次着手してまいります。

次に、学校・地域パートナーシップ事業についてであります。

地域とともに特色ある学校づくりを進めるため、各学園及び西吉野農業高等学校の学校運営協議会との連携を図りながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進してまいります。

また、中学校の部活動における地域移行につきましても、教員の働き方改革を推進するため、準備委員会での検討を進めてまいります。次に、児童福祉事業についてであります。

子育て支援として、妊娠期から出産、子育てにおいて、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、子育て相談から貧

困、ヤングケアラー、児童虐待の問題等に取り組んでまいります。

また、新規に、出産後から子供が一歳になるまでの子育て世帯に対して、毎月おむつを配布し、相談支援を強化する事業や、子供たちの健全な成長を願い、木育を取り入れたキッズフェスティバルを開催する事業を実施するなど、各関係機関と連携し、個々の子育て世帯のニーズに寄り添った施策を推進してまいります。

次に、認定こども園についてであります。

核家族化の進展や共働き世帯の増加に伴い、多様化する子育て世帯のニーズに対する今後の認定こども園のあり方を検討し、安定的・継続的で質の高い教育・保育の提供に向け、取組を進めてまいります。

次に、「第二條 安心して定住できるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

初めに、物価高騰に係る生活支援対策についてであります。

市民の生活・暮らしを支援するため、昨年十二月の定例会にて御承認いただきました、「住民税非課税世帯に対する七万円の給付事業」につきまして、一月末から対象世帯に給付を開始しております。

また、低所得者への支援として、住民税均等割のみ課税である世帯に対し十万円を、低所得者世帯等の子供一人当たり五万円を支給する「低所得者支援給付金」を早期に支給すべく、現在、取組を進めています。引き続き、物価高騰に係る支援対策に取り組んでまいります。

次に、養護老人ホーム花咲寮についてであります。

花咲寮は、令和二年五月に新施設に移転し四年目を迎えます。これまで以上に質の高い生活支援サービスの提供を目指し、指定管理者制度への移行を含めた検討を進めてまいります。

次に、消防・防災体制の充実についてであります。

甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や大規模災害に備え、普段の備えを啓発するとともに、自助、共助、公助それぞれを強化するため、自主防災組織への支援、避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進、消火ホース格納庫等設置事業補助の創設、防災備蓄品の計画的な備蓄など消防・防災体制の充実に取り組んでまいります。

また、地域の消防防災機能の強化への取組として、消防資機材及び老朽化した消防団車両や消防団詰所等の更新について、順次整理してまいります。

次に、防災拠点施設整備協力事業についてであります。

奈良県が本市に整備を計画しておりました「大規模広域防災拠点整備事業」につきましては、事業見直しが行われ、令和六年一月二十四日、山下奈良県知事から再生エネルギー（太陽光）による大型電源施設や防災ヘリポート、備蓄倉庫等を整備すると発表されました。

これに対して、私は誠に遺憾であると感じており、去る二月十九日に地元の理解や賛同を得られた大規模防災拠点等の整備を当初の計画どおり進めるよう山下奈良県知事宛ての要望書並びに岩田奈良県議会議長宛ての請願書を提出いたしました。引き続き県の動向を注視しつつ安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、生活安全対策についてであります。

全国的に特殊詐欺が発生する中、被害者の九割が六十五歳以上で、自宅の固定電話にて被害に遭われています。そのため、防犯電話の購入について支援を行ってまいります。

次に、地域公共交通対策事業についてであります。

ゴーちゃんバス・ゴーちゃんタクシー等について、物価高騰等が長引く中、利用者負担の軽減、利用促進による地域の活性化及び市民の生活水準の向上を目指し、令和六年四月からゴーちゃんバス・ゴーちゃんタクシー等の利用者負担額を二百円から百円に軽減いたします。さらなるサービス向上、利便性の向上等に引き続き取り組んでまいります。

次に、水道事業の広域化・県域水道一体化についてであります。

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の法定協議会化を令和五年四月に行い、他団体との協議を重ねてきたところです。引き続き、令和七年四月から企業団での営業開始に向け取り組んでまいります。

次に、「第三條 地域資源を生かした産業のまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

初めに、中心市街地の活性化事業についてであります。

中心市街地の魅力・活力を維持向上させるため、「訪れる人がわくわくするまちづくり」をコンセプトに、市と住民と民間事業者が一体となり取組を進めています。これまで合計十一回のワークショップを開催し、延べ百六十二人の市民の参加をいただき、必要な機能の検討を重ねてきました。現在、それらの検討結果を踏まえ、パブリックコメントを実施し、事業の方針について更なる意見聴取を行っているところです。

今後においても市民や関係者から意見をいただくとともに、有識者で構成する「五條市庁舎跡地等活用検討委員会」や「五條市公共施設のあり方検討委員会」等での議論も踏まえながら進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

本市におけるふるさと納税額は、毎年最高額を更新しており、今年度については、昨年十二月末まで一億八千万円を超えております。

また、現在、令和六年能登半島地震の被災地支援として、ふるさと納税制度を活用し寄附金を募る取組を行っています。

今後も、ふるさと納税は全国の方に本市の魅力を知っていただく好機であると捉え、返礼品のより一層の充実や効果的なPR等、引き続き積極的な取組を進めてまいります。

次に、農林業の振興についてであります。

全国的に農業の担い手不足が問題となる中、これまでも担い手の育成に取り組んでまいりましたが、新たに、桜花住宅で短期就農者等を受け入れ、農業の担い手不足の解消を図るなど、農業の振興及び担い手育成に引き続き取り組んでまいります。

また、本市の基幹作物である柿については、更なる消費拡大に向け、今年度に引き続き大都市圏での効果的なPRの実施など、積極的なトッピングセールスを行ってまいります。

さらに、林業振興事業については、森林環境譲与税を活用した新たな事業として、林業事業者に対する大型機械のレンタル費用の一部補助を行うなど、林業の振興及び担い手育成にも引き続き取り組んでまいります。

次に、観光振興についてであります。

民間の活力を導入することにより、更なる市民サービスの向上や来訪者の増加、地域の活性化等を期待し、令和六年度から五條市観光交流センターを指定管理者による運営といたします。

次に、浄化槽設置整備事業についてであります。

令和五年度までは、下水道事業認可区域外において、くみ取り槽などから合併浄化槽に設置替えされる方に補助を行ってまいりましたが、市民の皆様の生活環境改善を促進するため、対象を拡充し、下水道事業認可区域内であっても、当分の間整備が見込めない地域や整備が困難な箇所に対しても補助を行ってまいります。

次に、「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を行い、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めるとともに、通学路の安全対策事業を拡充し、児童・生徒の利便性の向上に取り組んでまいります。

また、「新金剛トンネル」実現に向け、民間団体の「新金剛トンネル建設を進める会」が設立されました。夢のある五條市に向けた取組と

して、今後は市といたしましても近隣自治体等関係機関との協議を進めてまいります。

さらに、スポーツ推進事業として、今年度に引き続き、五條市スポーツ体験フェスティバル等を開催するなど、市民の日常生活に気軽にスポーツを取り入れてもらうべく、認知度の低いスポーツの魅力も紹介しながら、市内の実施団体との連携の下、地域スポーツ活動等を推進してまいります。

次に、「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

まず、地方創生の取組についてであります。

人口減少対策として、国の交付金を活用し、令和四年度から取り組んでいる「新庁舎及び旧庁舎周辺を核としたにぎわいづくりによる関係人口創出事業」等を引き続き実施します。さらに、国が提唱するデジタル田園都市国家構想の実現を目指し、新たに「行政手続きのオンライン化推進事業」の検討に取り組むなど、様々な角度から本市の地方創生を推進してまいります。

次に、地域デジタル推進事業についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、住民記録や税務など住民情報を扱う二十業務について、国の整備するガバメントクラウド上で提供される国の標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられました。移行期限である令和七年度末までに、関係システムとの連携も考慮し事業を進めてまいります。

また、財務会計システム等の内部情報系システムの更新に合わせて、電子決裁機能を導入しペーパーレス化を進めるとともに、各システム間のデータ連携機能等を備えることにより、事務処理の効率化を図ります。

施政方針は以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第一号 専決処分の報告について（五條市上水道事業給水条例の一部改正）につきましては、水道法の一部改正に伴い、五條市上水道事業給水条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第二号 専決処分の報告について（五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）につきましては、水道法施行規則の一部改正に伴い、五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第三号 専決処分の報告について（和解）から報第七号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

までにつきましては、損害賠償に係る和解等についてそれぞれ専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第九号））につきましては、令和五年十二月二十二日に閣議決定された低所得世帯等への給付金事業の予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたので、報告し、承認を求めるものであります。

内容としては、歳入・歳出予算にそれぞれ一億三千五百二万円を追加し、総額二百億二千八百四十二万四千円とするもので、財源につきましては、国庫支出金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、報第九号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第十号））につきましては、生活保護費の医療扶助費に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたので、報告し、承認を求めるものであります。

内容としては、歳入・歳出予算にそれぞれ三千七百万円を追加し、総額二百億六千五百四十二万四千円とするもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第一号 五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定につきましては、公立認定こども園の今後のあり方等について検討するための五條市教育・保育のあり方検討委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第二号 五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正につきましては、本市に移住・定住等する就労者等の生活の支援を行うことにより、産業を維持し、及び振興することを目的として、桜花住宅の入居者資格に係る規定等を整備するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第三号 五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正につきましては、五條市食肉処理加工施設に指定管理者制度を導入するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するとともに、五條市教育・保育のあり方検討委員会委員及び五條市学校運営協議会委員の報酬に係る規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、国における災害派遣対応の運用や職員の勤務実態等を勘案した改定及び新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等業務手当の特例の廃止を行うため、本条例の一部を改正す

るものであります。

次に、議第六号 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る規定が追加されたことに伴い、会計年度任用技能労務職員の給与の種類に勤勉手当を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 五條市子どもサポートセンター条例の一部改正につきましては、関係機関及び団体との連絡調整及び連携に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正につきましては、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正につきましては、福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を十八歳（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子供）までに拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、五條市国民健康保険税の税率を令和六年度の奈良県統一保険料（税）率に改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業計画の見直し等に伴い、介護保険料率（額）を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきましては、国の定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市営住宅条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、入居者資格に係る規定を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十六号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきましては、水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に係る所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴う規定の整理を行うため、本規約の一部を変更するものであります。

次に、議第十七号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第十一号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ一億五千百五十八万七千円を追加し、総額二百二億一千七百一万一千円とする予算の補正、繰越明許費の補正であります。

主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正等を追加するもので、財源につきましては、前年度繰越金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第十八号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ六千三百四十五万五千円を追加し、総額四十一億六千七百八十五万五千円とする予算の補正であります。

主な内容といたしましては、保険給付費の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第十九号 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ六千六百六十七千円を追加し、総額四十二億一千七百四万五千円とする予算の補正であります。

主な内容といたしましては、介護保険システム改修費の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ一千二百八十万円を追加し、総額五億六千九百八十万円とする予算の補正であります。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の補正を追加するもので、財源につきましては、後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十一号 令和六年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額百八十七億六千万円で、前年度比九億一千万円の増額となっております。

次に、議第二十二号 令和六年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十億三百四十万円で、前年度比一億百万円の減額となっております。

次に、議第二十三号 令和六年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百八十万円で、前年度比五十万円の増額となっております。

次に、議第二十四号 令和六年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十一億一千七百八十万円で、前年度比五百五十万円の減額となっております。

次に、議第二十五号 令和六年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額四千百万円で、前年度比二百万円の増額となっております。

次に、議第二十六号 令和六年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百二十万円で、前年度比十万円の減額となっております。

次に、議第二十七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額五億九千八百八十万円で、前年度比四千八百八十万円の増額となっております。

次に、議第二十八号 令和六年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益十億七千三百三十五万円に対し、水道事業費用十二億五千四百二十六万円を見込むものであり、資本的収支では、資本的収入六億四千八百十三万円に対し、資本的支出十一億百九十四万円であります。

なお、資本的収支不足額四億五千三百八十一万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、議第二十九号 令和六年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益七億七千二百八十二万五千円に対し、下水道事業費用七億六千九百二十九万円を見込むものであり、資本的収支では、資本的収入二億二千九十二万二千円に対し、資本的支出五億三千百七十一万八千円であります。

なお、資本的収支不足額三億一千七十九万六千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第一号から同第三号までの五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、五條市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和六年三月三十一日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

以上がこのたび提出いたしました諸議案の概要であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福塚 実）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

○議長（福塚 実）次に、日程第四、監査報告を求めます。河村代表監査委員。

〔代表監査委員 河村康友登壇〕

○代表監査委員（河村康友）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和五年度監査結果の報告を申し上げます。別冊の令和五年度定期監査結果報告書を御覧ください。

まず一ページを御覧ください。

「第一 定期監査」、「一 監査の種類」、「二 監査対象」、「三 監査期間」をそれぞれ記載しております。

次に、「四 監査の方法」につきましては、令和四年十月一日から令和五年九月三十日、歳入歳出執行に関する分は、令和五年四月一日から令和五年九月三十日までを監査の範囲として資料の提出を求め実施いたしております。

なお、監査の実施及び結果報告に当たっては、五條市監査基準に準拠して行っております。続いて、二ページを御覧ください。

「五 監査の結果」、「（一）監査結果の取り扱い基準について記載しております。（二）監査結果につきましては、監査した財務に関する事務の執行等について、監査した限りにおいては、四ページ以降に掲載している「指摘事項」及び「委員意見」を除いて、おおむね適正に行われておりました。

三ページを御覧ください。

三ページには指摘事項等の件数につきまして、部局別にその件数を一覧表にしております。

次に、四ページを御覧ください。

指摘事項のうち、複数の部局において確認された共通事項の内容を記載しております。

なお、詳細については、後刻御清覧をお願いいたすこととして、項目のみ報告申し上げます。

（一）調定手続きについて

（二）現金等の管理について

（三）領収証の交付について

（四）契約事務について、①契約書の不備について、でございます。

続いて、五ページを御覧ください。

②契約手続きの不備について、③契約書類の添付について、④入札書（見積書）の確認について。以上が共通項目になります。続いて、七ページから十二ページにつきましては、部局ごとの個別事項を記載しております。後刻御清覧をお願いいたします。次に、十三ページの「むすび」を御覧ください。

本市の行政運営においては、年々複雑化する事務処理に対して、職員が日々研さんを重ねて、真摯に業務に取り組んでいるところであります。しかし、職員間の事務レベルにはいくらかの格差があり、担当者独自の判断や安易な前例踏襲で処理を行っている事例が見受けられました。

文書事務や会計事務、入札・契約事務等については、所管課による研修が行われているが、今回の監査結果を検証して、より実務に即した研修を実施されるとともに、所属課内でのチェック体制を確立させて事務処理における誤りを是正されたい。

今回の定期監査においては、前年度と同様に契約事務に誤りが多く、一部では未契約による支払い遅延も見られた。これらの誤りについて、担当部署だけの問題とせず全庁的に事務や制度を見直して、同様の誤りを起こさないよう対処されたい。

今後の市政においては、本市が策定している各種計画を実現できるよう、事業の効率的な推進及び市民の福祉増進に引き続き邁進されることを期待いたしております。

以上で、監査結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実） 監査報告が終わりました。

○議長（福塚 実） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日三月一日から七日までを休会とし、次回八日午前十時に再開して一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位には、明日三月一日の午後五時までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前十時四十六分散会